

令和3年長浜市農業委員会6月定例総会会議録

令和3年6月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（19人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑 義彦	2番	伊藤 泰子
	3番	布施 善明	5番	西橋 絹子
	6番	廣田 重夫	7番	八若 和美
	9番	北村 富生	10番	大塚 高司
	11番	堀田 繁樹	13番	多賀 正和
	14番	中島 一枝	15番	近藤 和夫
	16番	廣部 重嗣	17番	家倉 和行
	18番	保積 郷司	19番	池田 美由紀
	20番	松居 利平		

2. 会議に欠席した委員

4番 阿辻 康博

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 大住 広樹、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

議案第553号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第554号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第555号	事業計画変更申請について
議案第556号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第557号	農用地利用集積計画案について
議案第558号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第559号	農業振興地域整備計画の変更について
議案第560号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について
議案第561号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について

5. 議事録署名委員

18番 保積 郷司 19番 池田 美由紀

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和3年6月定例総会を開催させていただきます。午前中の全員協議会はお疲れ様でした。引き続きの総会となりますがよろしくお祈いします。

さて、東京オリンピック・パラリンピック開催まであと2か月を切りましたが、先月27日、28日の両日、滋賀県で約180人の聖火ランナーが聖火をつなぎ、ゴールとなった長浜市では豊公園でセレブレーションが開催され、福井県へと聖火を引き継いだところです。陸上男子100mでは山縣亮太選手が9秒95の日本新記録をマークしました。ゴルフでは笹生優花選手が全米女子オープンで日本勢初、史上最年少タイで優勝し、4月のマスターズ・トーナメントで松山英樹選手が日本男子初優勝を果たしておりますので、日本勢の快挙が続いております。また、体操の内村航平選手は4大会連続五輪出場を決めるなどスポーツへの関心が高まるとともに、コロナ禍ではありますが私たちに元気と大きな活力を与えてくれています。長浜市においても、本市出身で北星高校水球部OBの吉田拓馬選手が東京五輪の水球日本代表に選出されました。コロナ禍で開催が疑問視される声もありますが、組織委員会の橋本会長は、コロナ禍を乗り越えていくという姿を示すことが東京五輪の使命と発言されておりますので、吉田選手の活躍をはじめ、東京オリンピック・パラリンピックが希望の光となる大会になることを期待しているところです。

また、6月7日に長浜市議会が開会され、農業委員会の委員の任命については初日に上程

された20議案全てに同意されましたのでご報告いたします。今後、市部局で手続きが進められ、新たな農業委員さんにつきましては、7月20日に市長の任命式がある予定です。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。本日の定例総会につきましては、委員総数20名内19名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、5月19日理事会並びに常設審議委員会が守山市で開催され、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件がありましたので職員も出席しております。6月7日、女性農業者組織、ながはまアグリネットワークの設立に向けた協議が開催されましたので、女性農業委員の皆さんに出席していただきました。

続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が3件、4条申請が2件、事業計画変更申請が1件、5条申請が9件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認、長浜農業振興地域整備計画の変更について、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る6月3日に当番委員、16番の廣部重嗣委員、20番の松居利平委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしく願いいたします。

(会長)

ご多忙のところ午前中の全員協議会にご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。東京オリンピック・パラリンピックの開催も近づいて参りましたが、新型コロナウイルスの感染対策については、まだまだはっきりしない部分も多い現状で心配しているところがございます。いずれにしましても、私たち農業者はこれまで通りの仕事をするというようなところがございます。皆様におきましても、田植えや麦刈りも無事終わり、ひと段落されていることと思います。農業機械によります事故や怪我等も考えられますので、お気を付けいただきたいと思います。あと残り数か月で任期を終えられます方もおられますし、継続して頂ける方もおられますが、これから暑くなりますので、体調管理を十分にしてください、元気で過ごしていただきたいと思います。

それでは、本日の欠席通告ですが、4番の阿辻康博委員が欠席通告をいただいています。

本日の議事録署名委員の報告でございますが、18番の保積郷司委員、19番の池田美由紀、両委員よろしくお願ひします。

それでは、会議にはいます。議事が、円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願ひいたします。まず、報告事項について、事務局から説明をお願ひします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和3年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、口分田町地先、田1筆、316㎡を住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は届出人所有畑、南と北は宅地です。

番号2、土地の表示、南高田町地先、田1筆、370㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は田です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、南高田町地先、田5筆、663㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は田、道路、西は道路、宅地、南は田、宅地、北は宅地です。

引き続き報告させていただきます。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年6月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計45筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させて

いただきます。内訳は田45筆、110,548㎡の解約です。番号1と番号2は相対による解約、番号3については転用目的にかかる解約で、後にご説明します議案第556号の番号2です。番号5から番号15まで、番号18から番号45まではレーク伊吹農協の円滑化による利用権の解約です。番号16と番号17は農地中間管理事業における解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

私から質問させていただきます。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告についてお聞きします。番号1と番号2については営農型太陽光発電で、椎茸栽培をされていたと思いますが、解約して大丈夫ですか。

(事務局)

こちらにつきましては営農型太陽光施設で、太陽光パネルの下の農地を椎茸農家の方に利用権設定をされていたものです。今回、営農型太陽光施設の転用につきまして継続の案件になり、下部の農地については椎茸栽培を所有者の息子さんがされる事になりましたので、今までの椎茸農家の方との解約でございます。

(会長)

分かりました。

他にございませんか。他にご質問等がないようですので議案審議に移ります。

(会長)

まず、議案第553号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第553号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が3件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、南郷町地先の畑1筆、208㎡を売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で耕作放棄地です。本案件は5月定例総会でご議決いただきました空き家付農地の案件でございます。譲受人はすでに南郷町の空き家を購入され、本申請地についても譲渡人と売買で話がまとまったため本申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、西浅井町大浦地先の田1筆、810㎡を売買にて取得されるものです。

申請地は青地の田で現地確認をしたところ、田は野菜の作付けがされていました。譲渡人は市外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地の耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、小堀町地先の田1筆、895㎡を売買にて取得されるものです。申請地は市街化区域の田で、現地確認をしたところ管理がされていました。譲渡人は法人で、平成27年に転用目的により申請地を取得されましたが事業ができず、現況は田のままあるため、今回、申請地付近を耕作している譲受人との間で売買で話がまとまり、申請に至ったものです。

以上、番号1から番号3につきましてはお手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第553号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第553号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第553号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第554号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第554号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第554号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分につきましては後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる5月21日に農地等調査委員会の將亦委員長、14番の中島一枝委員、17番の家倉和行委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和3年6月3日に16番の廣部重嗣委員、20番の松居利平委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願ひします。

申請番号1、木之本町木之本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣部委員さんよりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、木之本町木之本地先、畑、214㎡、転用目的を住宅用地とした申請です。周囲の状況は、東は農地、北と西は宅地、南は里道です。

写真をご覧ください。申請人は、申請地の隣接地に居住されています。今回、二世帯住宅を建替え建設をされるため、洗濯物の干場が手狭になることから庭と併せて洗濯物の干場を整備する計画を立てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、榎木町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。申請地は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則許可できませんが、市の定める農地利用計画で指定された用途の農業用施設に供する場合、例外的に許可できることから許可相当と判断しております。軽微変更手続きは令和3年5月18日、長浜市公告第100号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって完了しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます。

(松居委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、榎木町地先、田、665㎡、転用目的を農作業所とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は農地と宅

地、北は所有農地、南は道路です。

写真をご覧ください。申請者は市内で農業を営む法人であり、これまでビニールハウス内で野菜の出荷作業を行っていましたが、機械等の増加により手狭になってきたため、今回、事務所の近辺で出荷に便利な道路沿いに農作業所を建設する計画を立てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第554号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第554号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第555号、事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第555号、事業計画変更申請について、この承認について農地法関係事務処理要領による承認について意見を求めます。令和3年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第555号につきましては、今月の締切までに1件の申請がありました。

番号1、春近地先の申請案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。農用地区内農地については原則許可できませんが、市町村が定める農用地利用計画において指定された農業用施設の用途のために転用する場合や仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合などは、例外的に許可できる場合があります。本案件は、転用目的が営農型太陽光発電施設で一時転用されるものです。この場合、農林水産省通知により発電設備下部における営農が適切に継続されること、また毎年生産された農産物に係る状況を報告すること、営農が行われない場合等には速やかに当該設備を撤去することなどを条件にした場合、農用地区内農地においても例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます

(松居委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、春近町地先、田2筆、7,362㎡の内0.84㎡で転用部分は太陽光発電システムの支柱部分のみです。周囲の状況は東は農地、西は雑種地、北は譲渡人所有農地と道路、南は譲渡人所有農地と用悪水路です。

写真をご覧ください。今回、平成30年6月に営農型太陽光発電施設を目的とした5条許可を受けた当初計画者が事業を縮小することから太陽光発電施設の譲渡先を探され、市内の建設業を営む継承者と譲渡の話がまとまり、事業者を変更とした事業計画変更申請をされたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れがないことから許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第555号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(北村委員)

写真で確認できるように、現地ではすでに太陽光発電施設があり、権利者の変更をするということですね。

(事務局)

はい、そうです。権利者の変更です。

(北村委員)

営農型ということですので、毎年、営農状況の報告をしていただくのですよね。そして、3年毎に更新されるということですね。

(事務局)

そうです。3年毎の更新で、年毎に作物の採れ高を報告していただくということになっております。こちらにつきましても毎年ご報告いただいております。今回、3年が経過しましたので、更新手続きが必要ですが、事業者が変更になりますので、まず一旦、事業を継承して更新することとなります。なお、営農者も変更となるため、先程の解約と併せて、議案第557号にてでございますが、利用権設定の手続きも必要となります。

(北村委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第555号、事業計画変更申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第556号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第556号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第556号につきましては、今月の締切までに9件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第554号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

申請番号1、湖北町山本地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、湖北町山本地先、畑、65㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は東は宅地、西と南は農地、北は里道です。写真をご覧ください。譲受人は申請地の東側隣接

地に居住しております。今回、子供が車を購入することから、現状の駐車スペースでは手狭になり、居住地周辺で駐車場を整備する計画を立てられ適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、大依町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます。

(松居委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、大依町地先、田、2,820㎡の内471.32㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、東と西と南は貸渡人所有農地、北は用悪水路です。

写真をご覧ください。借受人は申請地集落を中心に農業を営んでいます。現在、野ざらしにしている農業用機械の盗難防止と今後増加が予想される農業用機械を収納する農業用倉庫の建設を計画され、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、木之本町大音地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、木之本町大音地先、畑、71㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東と南は山林、西は道路、北は雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は山林化しております。これは、昭和49年に大部分が市道として買収された残地で耕作に不向きな土地であることから、不耕作地となり現在に至っ

たものです。賃借人は、観光事業を営んでいる法人です。今回、営業している賤ヶ岳リフトの来場者が年々増加していることから、借用している駐車場では手狭になり、リフト乗り場近隣で、新たに駐車場を整備する計画を立てられたところ計画地の一部が農地であったことから申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、5は関連性がありますので併せて説明します。祇園町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られており、受付いたしております。なお、本案件は開発許可案件であり、商業系用地として都市計画法12条の5、第1項の規定による地区計画が策定されている市街化調整区域での案件です。本来、農地転用をされる場合は、土地のみの造成を目的とする転用は許可できませんが、地区計画の用途が商業系用地として定めていることから、今回、転用目的を店舗用地として申請されました。本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます。

(松居委員)

先ほど事務局から説明がありましたが、番号4、5は関連性がありますので併せて報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、祇園町地先、田、6,264㎡、畑、418㎡、計6,682㎡、契約内容は賃貸借、売買で、転用目的を店舗用地とした申請です。周囲の状況は、東は用悪水路、西は雑種地、北と南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は、市内を中心に不動産業を営む法人です。今回、市内で需要が高まっている店舗用地の造成を計画され、大きな道路に面して交通等利便性の良い適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地は、原則許可できることから許可相当と考えます。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、内保町地先、田、1,857㎡、契約内容はその他で、転用目的を埋蔵文化財発掘調査とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地と農地、北は道路、南は道路と宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、市内を中心に不動産業を営む法人です。浅井地域で分譲宅地の需要があることから、地域内で分譲宅地の整備を計画され、申請地を適地として、開発の事前審査を提出したところ、長浜市歴史遺産課より申請地は内保遺跡区域内にあたり、発掘調査が必要なことから今回申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、加納町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます。

(松居委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、加納町地先、畑、63㎡、契約内容は売買で、転用目的を倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西と北は宅地、南は用悪水路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは、昭和63年頃に譲渡人の先代が倉庫として建設されたものです。今回、譲受人が申請地を相続されたところ、譲受人と譲渡人の先代との間で売買が成立済と聞いていた当該地が名義変更されておらず、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告をいただきます。

(廣部委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、東上坂町地先、畑、162.14㎡、契約内容は贈与で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東と南は農地、西は譲受人所有農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地北側の寺で住職をしておられます。近年、車で参拝に来られる方が多く、既存の駐車場では手狭になってきたことから、寺の近隣で新たに駐車場を整備する計画を立てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、春近町地先で議案第555号の関連案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。農用地区域内農地については原則許可できませんが、市町村が定める農用地利用計画において指定された農業用施設の用途のために転用する場合や仮設工作物の設置その他の一時的な利用及び農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合などは、例外的に許可できる場合があります。本案件は転用目的が営農型太陽光発電施設で一時転用されるものです。この場合、農林水産省通知により発電設備下部における営農が適切に継続されること、また毎年生産された農産物に係る状況を報告すること、営農が行われない場合等には速やかに当該設備を撤去することなどを条件にした場合、農用地区域内農地においても、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会、土地改良区の同意も得られ、営農型太陽光発電施設の転用における営農計画書、営農への影響見込書等、必要書類も添付されており、また、毎年営農状況の報告も提出されていることから受け付けております。

また本案件は、平成30年6月11日付け指令長農委第5052号で営農型太陽光発電施設を目的とした一時転用許可をしています。転用期間は3年間で、転用面積は太陽光パネルの支柱部分のみです。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、松居委員よりご報告をいただきます。

(松居委員)

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は土地の表示、春近町地先、田、7,362㎡の内0.84㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を営農型太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は東は農地、西は雑種地、北は賃貸人所有農地と道路、南は譲渡人所有農地と用悪水路です。

写真をご覧ください。賃借人は平成30年に営農型太陽光発電施設を目的とした一時転用許可申請をされた申請地を事業継承され、転用期間が満了することから、今回継続申請されるものです。下部の農地の営農状況については、当初の許可からの毎年の収穫物の状況報告により、営農が継続されていることが確認され、作物は当初から継続してしいたけの作付けが計画されています。

現地調査を行った結果、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第556号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(廣部委員)

番号9についてお聞きします。こちらについては議案第555号の案件にも出てきていますし、その前の18条解約も出ています。これは3年毎に更新するというので農地法5条第1項により申請しなければいけないということですか。

(事務局)

はい、そうです。農地法5条第1項により3年ごとの更新、一時転用ということになり、最長3年となっております。

(廣部委員)

今回は上の発電部分の事業者も変更され、下の椎茸栽培の耕作者も変更されるということですか。

(事務局)

はい、そうです。通常案件であれば、この5条だけを更新いただければいいのですが、今回、3年目にして上の事業者と下の営農者が全て変わりますので、農地の賃貸借を解約、事業者を変更して継続更新ということですか。

(小畑委員)

同じく番号9についてお聞きします。更新は3年毎ということですか、以前、私が現地調査を行った所だと思うのですが、3年経ってないような気がします。椎茸栽培についても現在の状況を教えていただきたい。

(事務局)

位置図でご説明をさせていただきます。今回の継続の申請地は、一つは南側の一部。もう一つは北側の一部になります。その後、それぞれ残ったところを営農型太陽光施設にされるということで、一度申請がありました。現地調査を行っていただいたのは、その時になります。ただ、そこにつきましては現在施行されておられませんので、農地のままで空振

りに終わっています。

(会長)

他にございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第556号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第557号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第557号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手57人に対して借り手が8人で、筆数は80筆、合計の面積で129,401㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者2人、取得者2人、筆数は3筆、面積は6,127㎡を所有権移転される計画です。それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後ろが、利用権設定についてと記載されている番号1から番号80につきましては相対によるもので、地元農業者、農地所有適格法人に利用権設定される計画です。

次に、タイトルの後ろが所有権移転と記載されている番号1から番号3までにつきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第557号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。1番の小畑義彦委員、19番の池田美由紀委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

それでは諮問をうけました、議案第557号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第558号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第558号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和3年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から15番までの15件、早崎内湖土地改良区から申し出のありました16番から24番までの9件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借、賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第558号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。17番の家倉和行委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

それでは議案第558号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に議案第559号、農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第559号、農業振興地域整備計画の変更について、このことについて農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。令和3年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

本日、担当課が内容につきましてのご説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(農業振興課)

本日は議案第559号、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外についてお諮りしたく、よろしくお願い申し上げます。今回の除外申出は全6件で、6筆ございます。お手元の議案書には、変更申出地の概要や変更理由、土地所有者や変更申出者の情報を記載しておりますので適宜ご確認願います。各案件につきましては、担当から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

本日付議しました案件は、去る4月1日から4月23日にかけて受付した申出に基づく除外案件です。ご承知のとおり、青地については農業以外の目的には利用できないこととなっており、原則として農地転用ができません。やむを得ず住宅や資材置場などに利用したい場合は、あらかじめ除外手続きが必要となります。農用地区域を除外するためには、緊急性が高く、具体的な計画が必要です。また、農地法に基づく農地転用許可や都市計画法に基づく開発行為の許可など、他法令に基づく許認可の見込みがなければ、除外手続きを進めることはできません。土地利用に関する具体的な計画があることを前提として、代替性がなく、他の場所では計画できないことの確認や、直近の土地改良事業の完了から8年が経過していること、農地の集団性、連担性や担い手への農用地の利用集積及び周辺農地への影響が少ないことを確認するなど、すべて満たしたうえで真にやむを得ないと判断できる場合のみ、除外の可能性が見込まれます。今、申しあげたものは、除外要件の適否を判断する

際の基本となる部分でございますが、このほかにも規模は過大ではないか、無秩序な開発を誘発させることはないか、地元の合意が得られているかなど、土地利用に関する総合的な調整を行ったうえで法手続きを進め、最終的に県知事の同意を得ることにより、除外することを決定できる仕組みとなっております。

それでは、各案件の説明に移ります。説明は一括で行い、質疑につきましては、説明終了後にお受けいたしたく、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは1件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、堀部町の南西に位置しております。周辺には市立東中学校があります。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、堀部町字稲畑3275番2、登記地目、田、現況地目、田、面積1,367㎡のうち83.7㎡。北側は市道と接し、西側には水路を挟んで申出人の自宅が建っている。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は、北側の市道から撮影したものです。土地利用計画の内容については、現在、利用している自宅の駐車場に申出人自身の車と敷地内南側の離れに住む息子の車を駐車しているが、大変狭隘であり、苦慮されている事態となっております。その問題を解消するため、自宅と離れの間敷地を息子用の駐車場として利用する計画を立てられましたが、その敷地までの進入路がなく、進入路の整備が急務となりました。規模の妥当性については、具体的な土地利用計画をもとに必要な面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではないと判断しております。駐車場用地の近隣でしか計画できないことから、代替地を確保することができず、除外はやむを得ないものと考えます。農用地区域の縁辺部に位置し、周辺は水路及び公衆用道路と隣接しており、除外により農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路等は除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。変更申出地は、直近土地改良事業の完了から8年以上経過しており、支障はありません。当該土地利用については、息子が駐車場用地へ車で乗り入れできるように計画されたものがありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会及び農業組合の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものとする。

続いて2件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は新栄町の北東に位置しております。周辺にはJAレーク伊吹の荷受けセンターがあります。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、新栄町字塩打町872番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、面積、1,630㎡、北側と西側は水路と接し、東側と南側は申出人自身が経営する法人の事業用地と接しています。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は東側から西側を向いて撮影したものです。土地利用計画の内容については当該地周辺で道路舗装や地盤改良等を請け負う事業者が資材置場として利用するもので、他に適地はない状況です。申出人は長年、道路舗装、地盤改良等を中心とした建設業を営んでいる。高齢にはなっておられるが、今後も事業継続する

意欲をもっており、将来的に家族に継承する意思を確認しております。規模の妥当性については具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではないと考えます。農用地区域以外の土地で検討、交渉を行うも代替地を確保することができなくなったため、やむを得ない状況です。変更申出地は農用地区域の縁辺部に位置し、周辺は水路、自社敷地と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。現在は変更申出者が保全管理のみされている土地であり、農用地利用集積への影響はありません。また、資材置場の整備により周辺の水路の機能を損ねることはなく、従前と同様の機能が確保されます。変更申出地は、直近土地改良事業の完了から8年以上経過しており、支障はありません。この土地は長らく無断転用状態が続いておりましたが、この度の変更申出手続きに先立ち、現場の状況を是正すべく、変更申出者が一旦農地に戻す作業を実施されました。当該土地利用については、地元の事業者が今後も事業を継続していくために必要な用地を確保する目的で計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えております

続いて3件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は山ノ前町の中心に位置しております。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、山ノ前町字出口132番、登記地目、畑、現況地目、畑、681㎡のうち319.46㎡、周辺の状況は水路や畑に囲まれております。

現地写真をご覧ください。こちらの写真は東側の農道から北側を向いて撮影したものです。土地利用計画については、現在、集落の墓地が集落北西に位置する山の中腹に整備されており、盆や彼岸には雑草などが生い茂るため、毎年除草や伐採作業を行ってらっしゃいます。また、高齢者にとっては墓地までたどり着くこと自体が困難な状況であり、集落での話し合いから、平地への墓地の移転を決定されました。農用地区域以外の土地で検討、交渉を行うも代替地を確保することができなくなったため、やむを得ない状況です。規模の妥当性については通常必要と認められる面積等からみて必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではありません。変更申出地は農用地区域の辺縁部に位置し、周辺は水路、畑に囲まれており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではありません。また除外地は耕作地として利用されておらず、担い手への農用地利用集積に支障を及ぼすおそれもなく、周辺の水路等は除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。変更申出地は直近土地改良事業の完了から8年以上が経過しており、支障はありません。当該土地利用については、山の中腹に整備されている墓地を平地に移転することを目的に計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えます。

続いて4件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は湖北町延勝寺の中心に位置しています。変更申出地の北側は県道延勝寺速水線が走っております。土地利用

計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、湖北町延勝寺字夏市169番3、登記地目、田、現況地目、田、面積317㎡、農業用倉庫敷地と隣接しており、西は水路、東は道路と接する。

現地写真をご覧ください。1枚目の写真は東側の道路から北側を向いて撮影したものです。2枚目の写真は東側の道路から南側を向いて撮影したものです。土地利用計画の内容については、現在、申出人は愛荘町のアパートにて妻と子どもと3人で暮らしているが、住まいが手狭になってきたことから住居の建築を計画されました。妻の両親が湖北町延勝寺で暮らしており、子供のこと、また今後高齢になっていく両親のためにも同集落内での土地の選定を希望されました。集落内の農用地区域以外の土地で検討を行ったが代替地を確保することができず、やむを得ない状況です。規模の妥当性については具体的な土地利用計画をもとに必要面積を積算されており、必要かつ適当であると認められ、除外面積は過大ではない。変更申出地は農用地区域の辺縁部に位置し、周辺は水路、道路等と接しており、除外により農用地の集団性や農作業の効率化を損なうものではない。規模的にみて農業経営及び担い手の利用集積にも影響は少なく、周辺の水路、道路等は除外後も引き続き従前と同様の機能が確保され、その後の維持管理にも支障を来すことはありません。変更申出地は直近土地改良事業の完了から8年以上が経過しており、支障はありません。当該土地利用については、義理の両親が暮らす湖北町延勝寺にて妻と子どもと3人で暮らすための住宅の建築を目的として計画されましたが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えます。

それでは5件目です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は湖北町延勝寺の北西に位置しております。周辺には湖北野鳥センターや、湖北みずどりステーションがあります。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、湖北町今西字味噌市475番、登記地目、畑、現況地目、畑、面積317㎡、自己所有の雑種地や道路と接する。

現地写真をご覧ください。1枚目及び2枚目の写真はともに北側の市道から撮影したものです。申出人は35年に渡って自動車部品の製造を行う会社を経営しております。現在、製造部門と保管、出荷部門が同じ敷地内で作業を行っていることから、手狭な状態が続いており、さらに運搬車両と従業員との接触事故も発生している状況です。また、既存敷地は集落や通学路と接していることから、大型車両の出入りやフォークリフトを使った積み下ろし作業時においては事故が発生しないよう従業員から取引先に至るまで細心の注意を払わないといけない状況であり、それらを解消するため新たな事業用地の整備を計画されました。代替地の検討状況についてはいずれも交渉不成立であったり、面積不足で不適という結果であり、他に適地はない状況です。周辺は雑種地及び道路等と接しており、除外により農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。除外地は土地所有者である申出人が保全管理のみ行っている状況のため、農用地の利用集積に影響はありません。周辺の道路への影響はなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されます。また、維持

管理にも支障はありません。直近土地改良事業の完了から8年以上経過しており、支障はありません。当該土地利用については、手狭な状態を解消するための新たな事業用地を整備することを目的に計画されたものでありますが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから、変更はやむを得ないものと考えます。

それでは最後になりますが、6件目の案件です。スクリーンの位置図をご覧ください。変更申出地は、西浅井町岩熊の北東に位置しております。周辺には、西浅井中学校や、西浅井福祉ステーションがあります。土地利用計画図及び航空写真をご覧ください。変更申出地の概要、西浅井町岩熊字二反田2021番、登記地目、田、現況地目、田、面積1,122㎡のうち775㎡、東側には水路を挟んで申出人の経営する会社の本社が建っている。

現地写真をご覧ください。1枚目及び2枚目の写真は、ともに南側の県道から撮影したものです。現在、申出人が経営する会社では、所有するクレーン車のうち5台を木之本町の借地に置き管理されております。しかしながら、土地の貸借契約が今年末と迫っており、新たな車輛置場の整備が急務となりました。本社周辺の農用地区域以外の土地で検討を行ったが代替地を確保することができず、やむを得ない状況です。周辺は水路及び道路等と接しており、除外により農用地の集団性、効率性を損なうものではありません。除外地は、耕作地として利用されておらず、担い手への利用集積に影響はありません。周辺の水路等への影響はなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されます。また、維持管理にも支障はありません。直近土地改良事業の完了から8年以上経過しており、支障はありません。当該土地利用については、当該地近隣で重量物運搬据付工事業を行う事業者が車輛置場を整備することを目的に計画されたものであるが、除外5要件をすべて満たし、地元自治会並びに農業組合等の同意を得ていることから変更はやむを得ないものと考えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第559号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(池田委員)

1件目についてお聞きします。現在は住宅があり、進入路にするためということですが、その間に水路があると思いますが、直接渡られるのでしょうか。農業委員会の管轄ではないかもしれませんが、その場合、どのようにされるのかお聞きしたい。

(農業振興課)

はい、お答えします。計画といたしましては、道路から幅3m分の角の部分埋め立てされ、この水路については専用の許可を取られましたので、橋を架けられる計画をされておられます。写真をご確認ください。こちらの電柱につきましても、同時に横に移動というのも含めまして、申し出者の方が同じく協議をされていまして、水路の方に橋をかける方

も同様に進められておられます。

(池田委員)

水路にかかる橋の幅は広くなく、農作業をするにあたって影響を及ぼすものではないと認識していいのでしょうか。

(農業振興課)

はい、そうです。車が往来できる必要最低限の幅で計画されておられます。

(池田委員)

わかりました。

(会長)

私からもお聞きします。橋を架けられたことにより今後、予定台数以上になるような心配はありませんか。

(農業振興課)

こちらにつきましては橋の幅は進入路と同じ3mということで、あくまで乗り入れする為の橋でそちらに駐車するということではございません。それ以上の農業経営上、そういった作業上の支障になるということではございません。

(会長)

はい、わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(將亦職務代理者)

5件目についてお聞きします。こちらへの進入路は湖北町野鳥センターと農道からということですか。

(農業振興課)

はい、お答えします。今の申立人の所有地から県道に接道される計画をされておられます。

(將亦職務代理者)

わかりました。

(会長)

他にございませんか。

(大塚委員)

6件目についてお聞きします。面積1,122㎡のうち775㎡ということですが、写真で拝見さ

せていただくと残地があり、残地については現状通り耕作されるということですか。

(農業振興課)

はい、そうです。地権者が当分の間、保全管理を続けられます。

(大塚委員)

支障はないのですか。畦の所までとか、全面積除外されないのですか。

(農業振興課)

今回も隣接地への拡張ということですので、申出人としては、規模をもう少し拡張したいという気持ちをお持ちだったのですが、農地法において工場拡張の場合、既存施設の2分の1までとルールがあり、今の事業所の面積の2分の1がここまでになります。

(会長)

他にございませんか。

(廣部委員)

6件目にも言えますが地番の面積の一部という場合、除外の申出にあたって、事前に分筆をしなくてもいいのでしょうか。

(農業振興課)

はい、お答えします。申し出人の方が分筆を希望されていればしていただくのですが、申請前に分筆をして頂く必要はございません。

(廣部委員)

こちらは青地を白地にする除外を申請されておられるのですね。次にその白地を農地転用され、宅地が雑種地になるということですね。分筆なしでいいのでしょうか。

(農業委員会)

制度上は一部の除外も、一部の転用も可能です。ただし、分筆しないと地目変更登記ができません。実際に売買などになると、所有権の移転登記が必要でございますので、その場合には必ず分筆する必要がありますので、申請時に説明し指導しています。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

私から質問です。集落周辺の青地についてですが、住宅建築等の開発行為をしたくても青地なので出来ない状況であり、可能にならないかという声を耳にします。例えば、集落周辺100mの青地は白地にする等の見直しは可能ですか。

(將亦職務代理者)

このようなご意見をお持ちの方は沢山おられると思います。やむを得ない事情があり、条件が当てはまった場合のみ農振法上で認められることはありますが、現実的には難しい話だと思います。

(会長)

分かりました。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは市長から意見を求められました、議案第559号、農業振興地域整備計画の変更について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認するものとし、市長にこの旨を回答することといたします。

(会長)

次に議案第560号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案および議案第561号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案については、関連事案として一括で審議したいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第560号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について、議案第561号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、意見を求めます。令和3年6月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは議案560号と561号について続けて説明させていただきます。この活動の点検、評価及び目標とその達成に向けた活動計画につきましては、農業委員会活動の透明性を確保するため、毎年度、策定しインターネット等で公表することが農業委員会等に関する法律で定められております。本来ですと定例総会で審議いただく前に、事前に令和3年4月の農業振興委員会で協議し、作成したものを令和3年5月の全員協議会にて、農業委員、推進委員の皆様からご意見を聞いて、6月の定例総会に諮る予定でしたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から5月に予定していた全員協議会を本日に延期とさせていただいたため、事前に資料を送付させていただき、ご確認をしていただいた次第です。また、意見がある場合は、6月4日までに申し出のお願いをしていますが、期限内に意見はありません。なお、今回、上程している原案については、事前送付させていただいた資料から集積率の修正をしております。内容については、原案どおりです。

それでは最初に議案第560号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価

案について説明させていただきます。まず、農業委員会の状況についてですが、令和2年3月31日現在で、農業の概要です。耕地面積が7,360ha、経営耕地面積6,602ha、遊休農地は34.4ha、農地台帳面積は7,6621haとなっております。これらの数値は、耕地及び作付面積統計や農林業センサスからの数値です。また、総農家数の3,839戸、販売農家数の2,269戸、就業農業者数の2,759人においても農林業センサスに基づいています。認定農業者数等については、農業振興課提供の数値です。農業委員会の現在の体制は、現在の体制であるため、農業委員定数20名、農地利用最適化推進委員定数27名となっております。

担い手への農地利用集積、集約化でございます。現状及び課題でこれまでの集積面積が5,390.2haで、集積率が67.63%となっております。この現状に対して、令和2年度の目標及び実績は、集積目標5,809.4haに対し、集積実績が5,531.4haとなり、達成状況は95.21%です。この部分が皆様に事前に送付をさせていただいた資料から修正があった箇所です。なお、集積実績のうち新規実績は、141.2 haです。目標の達成に向けた活動実績については、市部局、農地中間管理機構、JA等と連携をしながら、人、農地プランの作成に向けた説明会、地域の話し合いに参画し、地域の担い手への農地集積の促進を図っていただきました。目標及び活動に対する評価については、おおむね妥当であったと評価しました。次に、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、令和2年度は、新たに3経営体が参入され、水稻が1件、イチゴ栽培が2件です。参入実績面積は5.6ヘクタールでございます。目標の達成に向けた活動実績は、新規就農者に対して、サポートチームで定期的な訪問をしていただいたことです。活動に対する評価においては、トータル的な支援に一定の効果があることを評価としています。遊休農地に関する措置に関する評価については、現状45.8haに対して、令和2年度の解消実績は、0.1haで前年度より遊休農地が少し減りましたが、解消目標を達成することが出来ませんでした。増加の原因としましては、農業従事者の高齢化及び離農者もあるため担い手不足が考えられます。目標の達成に向けた活動実績については、広報誌による活動紹介を行ったことであり、目標及び活動に対する評価については、今回では再遊休化した農地もあったため、発生防止を努め地域の小規模も含めた農業者従事者を増やす必要があることがわかりました。次に、違反転用への適正な対応につきましては、違反転用面積実績は、2.28haと増減なしです。活動計画、実績及び評価については、違反転用者への指導に加え、転用案件の現地確認時のパトロールと市内全域を対象とした農地パトロールにより早期発見に努めたこと、広報誌による制度の周知を行ったことを実績とし、農地等調査委員会の取り組みが一定の効果を上げていることを評価しました。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございますが、農地法第3条に基づく許可事務の実施状況は、令和2年度の処理件数は38件ですべて、許可しました。農地転用に関する許可事務の実施状況は、令和2年度の処理件数は157件で、内、農地法第4条許可が28件、農地法第5条許可が129件ですべて許可しました。農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等につきましては記載のとおりでございます。

次に、地域農業者等からの主な要望・意見等はありませんでした。事務の実施状況の公表

等でございますが、総会等の議事録の公表はホームページに記載しております。農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、当局より市部局へ意見具申を行っております。主な内容につきましては、多様な担い手の確保、育成や持続可能な農業経営の支援についてなどです。活動計画の点検・評価については、本日、議案としてあげている内容をホームページにて公表しております。

以上が議案第560号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案でございます。

続きまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について説明させていただきます。農業委員会の状況の農家・農地等の概要でございますが、先の議案第550号と同様に農業センサスのデータに基づいて記載しております。総農家数は、3,000戸、認定農業者は488経営体となっております。農業就業者数は、農林業センサスの様式変更に伴い、明記されていませんでした。また、農業参入法人については、農外からの参入法人数を記載しているため、0です。耕地面積は7,350ha、経営耕地面積は6602haであり、これらも農林業センサスに基づいて記入しています。農業委員会の現在の体制は、農業委員定数20名、農地利用最適化推進委員定数27名です。また、今年度で改選でございます。

次に、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、令和3年3月31日現在の管内農地面積は7,950ha。これまでの集積面積が5,531.4haで集積率が69.58%です。目標面積は5,978.4haで、長浜市農業活性化プランに基づいております。活動計画としましては、人、農地プランの話し合い等に参画し、地域の実情に応じた人、農地プランが作成、見直しされるよう支援を行う等の計画としております。新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の現状ですが、新規参入については、平成30年度が1経営体と令和元年度は2経営体、令和2年度は3経営体でした。令和3年度の新規参入の目標は、2経営体としております。活動計画につきましては、新規就農者に対し、サポートチームでの支援、関係機関と連携しながら、小規模農家を含めた多様な担い手を増やす取り組みを推進する計画としております。

最後に遊休農地に関する措置につきましては、令和3年3月現在の管内の農地面積は、7,950ha、遊休農地面積が45.7haで、管内の農地面積に対する遊休農地の割合が0.57%でございます。令和3年度の目標解消面積は、遊休農地の解消が年々、難しくなっていることを踏まえ、前年度と同様0.3haとしております。活動計画は、区域ごとに地区担当の農業委員を中心にパトロールを実施し、現状と課題の把握を行い、遊休農地の解消に取り組みます。違反転用への適正な対応でございますが、課題として不適正な土地利用による原野化や、高齢化、後継者不足による休耕地の増加などがあげられ、活動計画として、担当地域の見回りなどで不適切な利用や早期発見や発見後は、速やかに組織により対応することを計画しています。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の説明につきましては、以上でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第560号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活

動の点検、評価案、議案第561号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第560号ならびに議案第561号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。裁決については、議案ごとに行います。

まず議案第560号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価案について、報告のとおり農業委員会として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案どおり承認することといたします。

(会長)

次に議案第561号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について、報告のとおり農業委員会として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案どおり承認することといたします。

なお本評価、計画等は、法令の定めに基づき、市ホームページ等で公開することといたしますのでご了解くださるようお願いいたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から報告事項を説明してください。

(事務局)

それでは、令和3年6月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和3年7月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年7月12日、月曜日の午

後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

3点目、令和3年7月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年7月5日、月曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、1番の小畑委員、2番の伊藤委員、となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしく申し上げます。

4点目、令和3年6月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年6月21日、月曜日の午前10時から、こちらにつきましても本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、7番の八若委員、18番の保積委員です。よろしく申し上げます。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦労様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)